

人 事 委 員 会 年 報

令和6年度

堺 市 人 事 委 員 会

目 次

第 1	委員会	1
1	委員	1
2	令和 6 年度の開催状況	1
3	委員会の審議内容	1
第 2	事務局	10
1	組織	10
2	事務分掌	10
3	予算	11
第 3	職員の任用	12
1	採用	12
2	昇任	17
第 4	職員の給与等に関する報告及び勧告	18
第 5	条例の制定、改廃に対する意見	23
第 6	公平審査等	26
1	勤務条件に関する措置の要求の状況	26
2	不利益処分に関する審査請求の状況	26
3	苦情処理	27
第 7	職員団体の登録	28
第 8	労働基準監督機関としての職権行使等	29
1	労働基準法の号別区分	29
2	職権行使状況	30
第 9	人事委員会規則の制定、改廃	31

第1 委員会

1 委員

職名	氏名	任期	備考
委員長	島田 睦史	令和6年1月6日から 令和10年1月5日まで	弁護士 再任 (当初就任 R2. 1. 6)
委員 (委員長職務代理者)	角谷 景司	令和4年1月6日から 令和8年1月5日まで	元会社顧問 再任 (当初就任 R2. 7. 1)
委員	辻 美枝	令和7年1月6日から 令和11年1月5日まで	大学教授 (当初就任 R7. 1. 6)

2 令和6年度の開催状況

開催年月	定例会	臨時会	計
令和6年 4月	2	0	2
5月	1	0	1
6月	2	0	2
7月	1	0	1
8月	3	0	3
9月	3	0	3
10月	1	0	1
11月	3	0	3
12月	1	1	2
令和7年 1月	2	0	2
2月	3	0	3
3月	4	0	4
合 計	26	1	27

3 委員会の審議内容

令和6年度における本委員会の議事は、次のとおりである。

	開催年月日	議 題 等
第1回 定例会	R6. 4. 11	報 告 1 堺市職員の任用に関する規則第22条の規定による採用報告について 2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による採用選考の実施結果について 3 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による採用選考の実施通知について 4 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

		5 不利益処分該当事象について その他
第2回 定例会	R 6. 4. 26	議 決 1 不利益処分該当事象について 2 等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則の一部改正について 3 令和6年職種別民間給与実態調査について 協 議 1 不利益処分についての審査請求について 令和5年（審）第1号事案 その他
第3回 定例会	R 6. 5. 23	議 決 1 堺市人事委員会議事規則の一部改正について 報 告 1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による採用選考の実施通知について その他
第4回 定例会	R 6. 6. 5	議 決 1 令和6年度堺市職員採用試験・選考第一次試験合格者の決定について（5月） 2 令和6年度堺市職員職種変更試験第一次試験の合否判定について（5月） 報 告 1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による昇任選考の実施通知について 2 堺市職員の任用に関する規則第22条の規定による採用報告について 協 議 1 不利益処分についての審査請求について 令和4年（審）第1号事案 その他
第5回 定例会	R 6. 6. 25	議 決 1 令和6年度第4回堺市人事委員会定例会の議事録について 2 令和6年度堺市職員採用試験（資格免許職）合格者（最終）の決定について（5月） 3 令和6年度堺市職員採用試験・選考の実施について（9月） 4 令和6年度堺市職員職種変更試験の実施について（9月） 報 告 1 堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則に基

		づく報告について 2 職員団体登録事項変更届出について 協 議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 不利益処分についての審査請求について 令和5年（審）第1号事案 その他
第6回 定例会	R6.7.25	議 決 1 令和6年度第5回堺市人事委員会定例会の議事録について 2 令和6年度堺市職員採用試験・選考（大学卒程度（事務））第二次試験合格者の決定について 3 令和6年度堺市職員採用試験・選考第二次試験合格者（最終）の決定について（5月） 4 令和6年度堺市職員職種変更試験第二次試験の合否判定について（5月） 報 告 1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による採用選考の実施結果について 2 職員団体登録事項変更届出について 協 議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 不利益処分についての審査請求について 令和5年（審）第1号事案 その他
第7回 定例会	R6.8.9	議 決 1 令和6年度第6回堺市人事委員会定例会の議事録について 報 告 1 不利益処分該当事象について 協 議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について その他
第8回 定例会	R6.8.26	議 決 1 令和6年度第7回堺市人事委員会定例会の議事録について 2 令和6年度堺市職員採用試験・選考（大学卒程度（事務））第三次試験合格者（最終）の決定について 協 議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 不利益処分についての審査請求について 令和4年（審）第1号事案

		3 不利益処分についての審査請求について 令和5年（審）第1号事案 その他
第9回 定例会	R6.8.30	議 決 1 令和6年度第8回堺市人事委員会定例会の議事録について 2 堺市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正について 協 議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について その他
第10回 定例会	R6.9.4	議 決 1 令和6年度第9回堺市人事委員会定例会の議事録について 協 議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 不利益処分についての審査請求について 令和4年（審）第1号事案 その他
第11回 定例会	R6.9.10	議 決 1 令和6年度第10回堺市人事委員会定例会の議事録について 2 堺市職員の任用に関する規則第16条の2の規定に基づく昇任 選考の実施について 協 議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 不利益処分についての審査請求について 令和4年（審）第1号事案 その他
第12回 定例会	R6.9.18	議 決 1 令和6年度第11回堺市人事委員会定例会の議事録について 2 堺市職員の任用に関する規則第40条第2項に規定する条件付 採用期間の延長の承認について 3 職員の給与等に関する報告及び勧告について 4 不利益処分についての審査請求について 令和4年（審）第1号事案の判定について 報 告 1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規 定による採用選考の実施通知について 2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規 定による昇任選考の実施通知について 3 不利益処分該当事象について

		その他
第 13 回 定例会	R 6. 10. 9	議 決 1 令和 6 年度第 1 2 回堺市人事委員会定例会の議事録について 2 令和 6 年度堺市職員採用試験・選考第一次試験合格者の決定について（9 月） 報 告 1 堺市職員の任用に関する規則第 2 2 条の規定による採用報告について 2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第 3 条の規定による昇任選考の実施通知について 3 堺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第 4 条の規定に基づく報告について 4 職員団体登録事項変更届出について 協 議 1 不利益処分についての審査請求について 令和 5 年（審）第 1 号事案 その他
第 14 回 定例会	R 6. 11. 8	議 決 1 令和 6 年度第 1 3 回堺市人事委員会定例会の議事録について 2 令和 6 年度堺市職員採用試験・選考の実施について（1 月） 報 告 1 堺市職員の任用に関する規則第 2 2 条の規定による採用報告について 2 不利益処分該当事象について 3 職員団体登録事項変更届出について 協 議 1 不利益処分についての審査請求について 令和 5 年（審）第 1 号事案 その他
第 15 回 定例会	R 6. 11. 20	議 決 1 令和 6 年度第 1 4 回堺市人事委員会定例会の議事録について 2 令和 6 年度堺市職員採用試験（社会人Ⅰ・Ⅱ（事務））第二次試験合格者の決定について 3 令和 6 年度堺市職員採用試験・選考（任期付職員）第二次試験合格者（最終）の決定について 協 議 1 不利益処分についての審査請求について 令和 5 年（審）第 1 号事案 その他

第 16 回 定例会	R 6. 11. 27	議 決 1 令和 6 年度第 1 5 回堺市人事委員会定例会の議事録について 2 令和 6 年度堺市職員採用試験・選考第二次試験合格者（最終） の決定について（9 月） その他
第 17 回 臨時会	R 6. 12. 2	議 決 1 令和 6 年度第 1 6 回堺市人事委員会定例会の議事録について 2 条例案に対する意見について 報 告 1 不利益処分該当事象について その他
第 18 回 定例会	R 6. 12. 16	議 決 1 令和 6 年度第 1 7 回堺市人事委員会臨時会の議事録について 2 令和 6 年度堺市職員採用試験（社会人Ⅰ（事務）、社会人Ⅱ（事 務））最終合格者の決定について 報 告 1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第 3 条の規 定 による昇任選考の実施結果について 協 議 1 不利益処分についての審査請求について 令和 5 年（審）第 1 号事案 その他
第 19 回 定例会	R 7. 1. 7	議 決 1 堺市人事委員会委員長の選任について 2 堺市人事委員会委員長職務代理者の指定について 3 令和 6 年度第 1 8 回堺市人事委員会定例会の議事録について 4 堺市職員採用試験・選考実施基準等の一部改正について 5 令和 7 年度堺市職員採用選考（会計年度任用職員）の実施につ いて 6 堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部 改正について その他
第 20 回 定例会	R 7. 1. 29	議 決 1 令和 6 年度第 1 9 回堺市人事委員会定例会の議事録について 2 令和 6 年度堺市職員採用試験・選考第一次試験合格者の決定に ついて（1 月） 3 堺市職員採用選考（学校事務職員）実施基準の一部改正につ いて

		報 告 1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定 による昇任選考の実施結果について 2 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定 による採用選考の実施結果について 3 堺市職員の任用に関する規則第22条の規定による採用報告につ いて 4 令和7年度人事委員会の予算（案）について 5 不利益処分該当事象について 協 議 1 不利益処分についての審査請求について 令和5年（審）第1号事案 その他
第21回 定例会	R7.2.5	議 決 1 令和6年度第20回堺市人事委員会定例会の議事録について 2 令和7年度堺市職員採用試験に係る年間計画の決定について 3 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条 第3項の規定に基づく採用の承認について 4 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条 第3項の規定に基づく任期の更新の承認について 報 告 1 不利益処分該当事象について 協 議 1 不利益処分についての審査請求について 令和5年（審）第1号事案 その他
第22回 定例会	R7.2.10	議 決 1 令和6年度第21回堺市人事委員会定例会の議事録について 2 条例案に対する意見について 協 議 1 不利益処分についての審査請求について 令和5年（審）第1号事案 その他
第23回 定例会	R7.2.19	議 決 1 令和6年度第22回堺市人事委員会定例会の議事録について 2 令和6年度堺市職員採用試験・選考第二次試験合格者（最終）

		の決定について（１月） 報 告 1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第３条の規定による採用選考の実施結果について 2 堺市職員の定年等に関する条例施行規則第８条の規定による報告について 3 不利益処分該当事象について 協 議 1 不利益処分についての審査請求について 令和５年（審）第１号事案 その他
第 24 回 定例会	R 7. 3. 4	議 決 1 令和６年度第２３回堺市人事委員会定例会の議事録について 2 堺市職員の任用に関する規則第１６条の２の規定に基づく昇任選考の実施について その他
第 25 回 定例会	R 7. 3. 13	議 決 1 令和６年度第２４回堺市人事委員会定例会の議事録について 2 堺市職員の任用に関する規則第１６条の２の規定に基づく昇任選考の実施について 3 堺市職員の任用に関する規則第１５条の規定に基づく採用選考の実施について 4 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第７条第３項の規定に基づく任期の更新の承認について 5 令和７年度堺市職員採用試験・選考の実施について（５月） 6 令和７年度堺市職員職種変更試験の実施について（５月） 7 「堺市障害者活躍推進計画（第２期）」の策定について 8 第１回口頭審理について 令和５年（審）第１号事案 協 議 1 不利益処分についての審査請求について 令和５年（審）第１号事案 その他
第 26 回 定例会	R 7. 3. 19	議 決 1 令和６年度第２５回堺市人事委員会定例会の議事録について 報 告 1 不利益処分該当事象について 協 議 1 不利益処分についての審査請求について

		令和5年（審）第1号事案 その他
第27回 定例会	R7.3.24	議 決 1 令和6年度第26回堺市人事委員会定例会の議事録について 2 人事委員会事務局職員の人事異動について 報 告 1 堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条の規定による昇任選考の実施結果について 2 職員からの苦情相談に関する規則第6条の規定に基づく苦情相談の報告について 協 議 1 不利益処分についての審査請求について 令和5年（審）第1号事案 その他

第2 事務局

1 組織（令和6年4月1日現在）

事務局（12人）



2 事務分掌（令和6年4月1日現在）

〈調査係〉

- 1 人事委員会の会議に関すること。
- 2 人事に関する統計報告に関すること。
- 3 人事委員会規則、規程等の制定及び改廃に関すること。
- 4 給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利制度その他職員に関する制度についての調査研究に関すること。
- 5 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関すること。
- 6 給与等に関する報告及び勧告に関すること。
- 7 給与の支払の監理に関すること。
- 8 分限及び懲戒に関すること（任命権者が所掌する事務を除く。）。
- 9 勤務条件の措置要求に関すること。
- 10 不利益処分についての審査請求に関すること。
- 11 職員の苦情の処理に関すること。
- 12 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関すること。
- 13 職員の退職管理に係る任命権者からの報告等に関すること。
- 14 管理職員等の範囲に関すること。
- 15 職員団体の登録に関すること。
- 16 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- 17 公印の管理に関すること。
- 18 事務局の人事、予算及び決算に関すること。
- 19 事務局の庶務に関すること。

〈任用係〉

- 1 人事記録の管理に関すること。
- 2 競争試験及び選考に関すること。
- 3 条件付採用及び臨時的任用に関すること。
- 4 研修及び勤務成績の評定についての調査研究に関すること。

3 予算

令和7年度予算

単位：千円

科目		予算額
人事委員会費		127,497
	報酬	5,556
	給料	49,186
	職員手当等	42,137
	旅費	896
	需用費	1,513
	役務費	12,625
	委託料	8,168
	使用料及び賃借料	4,618
	負担金、補助及び交付金	2,798

第3 職員の任用

1 採用

(1) 試験及び選考の実施日程

試 験 区 分		受 付 期 間	第一次 試験日	第一次 試験合格 発表日	第二次 試験日	第三次 試験日	最終合格 発表日
大 学 卒 程 度	事務	R6. 4. 1 ～15	R6. 5. 26	R6. 6. 5	R6. 6. 16、 R6. 7. 1～5、 R6. 7. 8～12	R6. 8. 3～ 4 R6. 8. 10 ～12	R6. 8. 26
	土木（農学・造園を含む。）		R6. 5. 11 ～26		R6. 6. 16、 R6. 6. 29～30、 R6. 7. 6～7、 R6. 7. 13～14		R6. 7. 25
	建築						
	機械						
	電気				R6. 6. 16、 R6. 7. 1～5、 R6. 7. 7、 R6. 7. 8～12		
	化学						
	消防吏員Ⅰ						
	消防吏員Ⅱ						
	消防吏員Ⅲ（航海・機関）						
	消防吏員Ⅳ（航海・機関）						
社会福祉			R6. 5. 26		R6. 6. 16、 R6. 6. 29～30、 R6. 7. 6～7、 R6. 7. 13～14		
心理							
学芸員〈考古学〉							
学芸員〈歴史〉							
建築（建築史）					R6. 6. 16		R6. 6. 26
保健師							
保育教諭							
薬剤師							
獣医師							
社会人Ⅰ（土木（農学・造園を含む。））			R6. 5. 11 ～26	R6. 6. 5	R6. 6. 16、 R6. 6. 29～30、 R6. 7. 6～7、 R6. 7. 13～14		R6. 7. 25
社会人Ⅱ（土木（農学・造園を含む。））							
保育教諭（任期付職員）			R6. 5. 26				

試 験 区 分		受 付 期 間	第一次 試験日	第一次 試験合格 発表日	第二次 試験日	第三次 試験日	最終合格 発表日	
高 校 卒 程 度	事務	R6. 8. 8 ～22	R6. 9. 29	R6. 10. 9	R6. 10. 20、 R6. 11. 2～4、 R6. 11. 9～10、 R6. 11. 16～17		R6. 11. 27	
	土木（農学・造園を含む。）				R6. 10. 19、 R6. 10. 20、 R6. 11. 2～4、 R6. 11. 9～10、 R6. 11. 16～17			
	消防吏員				R6. 10. 20、 R6. 11. 2～4、 R6. 11. 9～10、 R6. 11. 16～17			
	消防吏員（航海・機関）							
司書								
精神保健福祉士								
管理栄養士								
障害者対象選考（事務）								
障害者対象選考（学校事務）								
学校事務（一般）								
社 会 人 Ⅰ	事務		R6. 9. 14 ～29		R6. 9. 29	R6. 10. 20、 R6. 11. 2～4	R6. 11. 30 ～12. 1	R6. 12. 16
	土木（農学・造園を含む。）					R6. 10. 20、 R6. 11. 2～4、 R6. 11. 9～10、 R6. 11. 16～17		R6. 11. 27
	建築							
	設備							
社 会 人 Ⅱ	事務		R6. 9. 14 ～29		R6. 9. 29	R6. 10. 20、 R6. 11. 2～4	R6. 11. 30 ～12. 1	R6. 12. 16
	土木（農学・造園を含む。）					R6. 10. 20、 R6. 11. 2～4、 R6. 11. 9～10、 R6. 11. 16～17		R6. 11. 27
	建築							
	設備							
社会人（社会福祉）			R6. 9. 29					
キャリア・リターン （土木（農学・造園を含む。））								
キャリア・リターン（建築）								

試 験 区 分		受 付 期 間	第一次 試験日	第一次 試験合格 発表日	第二次 試験日	第三次 試験日	最終合格 発表日
キャリア・リターン（設備）		R6. 8. 8 ～22					
保育教諭（任期付職員）			R6. 9. 29	R6. 10. 9	R6. 11. 2～4、 R6. 11. 9～10		R6. 11. 20
事務（任期付短時間勤務職員）			R6. 9. 14 ～29				
社会人Ⅰ	土木（農学・造園を含む。）	R6. 12. 13 ～R7. 1. 6	R7. 1. 19	R7. 1. 29	R7. 2. 8～9		R7. 2. 19
	建築						
社会人Ⅱ	土木（農学・造園を含む。）						
	建築						
事務（任期付短時間勤務職員）							

(2) 試験及び選考の実施結果

○令和6年5月実施分

(人)

試験区分		採用予定 人数	申込 者数	第一次試験 受験者数	第一次試験 合格者数	第二次試験 受験者数	最終 合格者数	競争 倍率
大学卒 程度	事務(※1)	75名程度	757	500	390	214	108	4.6倍
	土木(農学・造園を含む。)	16名程度	46	38	33	20	15	2.5倍
	建築	3名程度	21	18	14	2	2	9.0倍
	機械	若干名	9	7	6	3	2	3.5倍
	電気	若干名	11	9	6	5	3	3.0倍
	化学	若干名	11	9	8	1	0	-
	消防吏員Ⅰ	13名程度	213	162	51	33	13	12.5倍
	消防吏員Ⅱ	13名程度	102	79	38	29	13	6.1倍
	消防吏員Ⅲ (航海・機関)	若干名	2	2	1	1	0	-
	消防吏員Ⅳ (航海・機関)	若干名	3	2	1	1	1	2.0倍
社会福祉		10名程度	77	55	44	19	11	5.0倍
心理		若干名	18	15	10	5	1	15.0倍
学芸員〈考古学〉		3名程度	27	20	16	11	3	6.7倍
学芸員〈歴史〉		若干名	40	35	14	11	1	35.0倍
建築(建築史)		若干名	15	14	11	7	1	14.0倍
保健師		5名程度	63	53	22	17	6	8.8倍
保育教諭		16名程度	128 (※2)	97	79	51	20	4.9倍
薬剤師(※3)		若干名	20	13	-	-	2	6.5倍
獣医師(※3)		若干名	4	4	-	-	1	4.0倍
社会人Ⅰ(土木(農学・造園を含む。))		4名程度	4	3	3	2	1	3.0倍
社会人Ⅱ(土木(農学・造園を含む。))		3名程度	13	11	10	8	3	3.7倍

※1 大学卒程度(事務)は第三次試験を実施(第二次試験合格者数:169名、第三次試験受験者数:165名)

※2 保育教諭の申込者数のうち、任期付職員(保育教諭)の併願希望者数は63名

※3 薬剤師、獣医師は第一次試験と第二次試験の区別がないため、第一次試験受験者数は筆記試験の受験者数を記載。

〈任期付職員〉

(人)

試験区分	採用予定 人数	対象者数 (※4)	合格者数
保育教諭(任期付職員)	25名程度	17	11

※4 保育教諭(任期付職員)は、保育教諭の申込時に併願を希望した申込者(63名)のうち、正規職員の最終合格者等を除いた人が対象

○令和6年9月実施分

(人)

試験区分		採用予定 人数	申込 者数	第一次試験 受験者数	第一次試験 合格者数	第二次試験 受験者数	最終 合格者数	競争 倍率
高校 卒 程度	事務	11 名程度	58	40	32	26	10	4.0 倍
	土木 (農学・造園を含む。)	若干名	5	3	3	3	2	1.5 倍
	消防吏員	12 名程度	115	71	45	32	15	4.7 倍
	消防吏員 (航海・機関)	若干名	1	1	1	0	0	-
司書		若干名	32	26	11	8	2	13.0 倍
精神保健福祉士		若干名	8	4	4	2	1	4.0 倍
管理栄養士		若干名	40	34	13	9	1	34.0 倍
障害者対象選考(事務)		若干名	36	26	15	13	2	13.0 倍
障害者対象選考(学校事務)		若干名	20	12	10	9	1	12.0 倍
学校事務(一般)		5 名程度	129	93	28	23	5	18.6 倍
社会人 Ⅰ	事務(※1)	41 名程度	264	219	164	137	45	4.9 倍
	土木 (農学・造園を含む。)	4 名程度	6	4	4	4	3	1.3 倍
	建築	3 名程度	1	0	0	0	0	-
	設備	4 名程度	7	5	5	3	3	1.7 倍
社会人 Ⅱ	事務(※2)	16 名程度	269	210	72	60	20	10.5 倍
	土木 (農学・造園を含む。)	3 名程度	13	9	9	6	1	9.0 倍
	建築	若干名	6	6	6	4	3	2.0 倍
	設備	若干名	19	17	12	9	2	8.5 倍
社会人(社会福祉)		6 名程度	55	45	28	24	9	5.0 倍
キャリア・リターン (土木(農学・造園を含む。))		若干名	0	-	-	-	-	-
キャリア・リターン(建築)		若干名	0	-	-	-	-	-
キャリア・リターン(設備)		若干名	0	-	-	-	-	-
保育教諭 (任期付職員)		20 名程度	3	3	3	3	3	1.0 倍
事務 (任期付短時間勤務職員)		15 名程度	17	14	13	12	7	2.0 倍

※1 社会人Ⅰ(事務)は第三次試験を実施(第二次試験合格者数:92名、第三次試験受験者数:91名)

※2 社会人Ⅱ(事務)は第三次試験を実施(第二次試験合格者数:40名、第三次試験受験者数:38名)

○令和 7 年 1 月実施分

(人)

試験区分		採用予定 人数	申込者 数	第一次試験 受験者数	第一次試験 合格者数	第二次試験 受験者数	最終 合格者数	競争 倍率
社会人 Ⅰ	土木 (農学・造園を含む。)	5 名程度	1	1	1	0	0	-
	建築	若干名	0	0	0	0	0	-
社会人 Ⅱ	土木 (農学・造園を含む。)	3 名程度	5	2	2	2	1	2.0 倍
	建築	若干名	3	2	2	2	1	2.0 倍
事務 (任期付短時間勤務職員)		13 名程度	31	26	24	21	17	1.5 倍

○その他の採用選考（任命権者に委任しているものを除く。）

職務の級	人数（人）
係 長 級	1
計	1

2 昇任（任命権者に委任しているものを除く。）

(1) 選考の実施結果

職務の級	人数（人）
局 長 級	5
部 長 級	15
課 長 級	55
計	75

第4 職員の給与等に関する報告及び勧告

職員は、憲法で保障された労働基本権のうち、団体交渉権の一部や争議権が制約されています。その代償措置として、職員の勤務条件を社会一般の情勢に適応したものとして確保するため、地方公務員法において人事委員会による給与等の勧告制度が規定されています。

人事委員会では、この趣旨に基づき、職員及び市内民間事業所に勤務する従業員の給与等を調査し、公民比較を行います。そして、職員の給与等が適当であるかを市議会及び市長に報告するとともに、必要に応じて、講ずべき措置を勧告します。

令和6年に行った職員の給与等に関する報告及び勧告の概要は次のとおりです。

(1) 報告・勧告日 令和6年10月1日

(2) 本市職員と民間従業員との給与比較

① 給与等の調査

令和6年4月現在の本市職員及び本市内に所在する民間事業所の従業員の給与等について実態調査を実施。民間従業員については、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の民間事業所のうち267事業所を母集団として、人事院により無作為抽出された75事業所を対象に調査を実施。

(調査完了事業所62事業所、調査完了率^(※)84.9%)

※ 抽出した75事業所から、企業規模又は事業所規模が調査対象外の2事業所を除く73事業所に占める調査完了事業所の割合

② 比較の結果

ア 月例給（本市職員と民間従業員の給与を、ラスパイレス方式により、役職段階、学歴、年齢の条件が同等と認められるもの同士で比較）

民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較差 (A-B=C) (C/B×100)
417,479 円	405,905 円	11,574 円 (2.85%)

(注1) 民間従業員・本市職員ともに令和6年度の新規学卒の採用者は含まれていない。本市職員は、行政職給料表の適用を受ける者

(注2) 比較の対象とした本市職員の平均年齢は43.3歳、平均勤続年数は17.5年である。

イ 特別給（本市における期末手当・勤勉手当の年間支給月数と民間事業所の特別給の支給割合を比較）

民間支給割合 (A)	本市支給月数 (B)	月数差 (A-B)
4.58 月分	4.50 月分	0.08 月

(3) 給与の改定

① 月例給

・近隣市と比較して大学卒の初任給水準が低く、民間の初任給との間にも差がみられる。また、職員採用試験における受験者数は減少傾向にあり、国と同様に若年層職員の離職率は増加傾向にある。民間の状況及び本年の人事院勧告における国家公務員の改定状況を踏まえ、初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級号給に及ぶよう所要の引上げを行う必要がある。

- ・初任給については、本年の人事院勧告による改定後の国家公務員一般職の初任給と同等になるよう、引き上げることが適当である。
- ・行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定する必要がある。

〔実施時期〕 令和 6 年 4 月

② 特別給

民間の支給状況に見合うよう、年間支給月数を引上げ（4.50 月分 → 4.60 月分）。

民間の支給状況等を踏まえ、引上げ分を期末手当及び勤勉手当に均等に配分

〔実施時期〕 令和 6 年 12 月

（注）勧告月数は、人事院と同様に、小数第 2 位を 2 捨 3 入・7 捨 8 入し、0.05 月単位で決定

③ 初任給調整手当

ア 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告を考慮し、改定を行う必要がある。

イ 獣医師に対する初任給調整手当については、行政職給料表の改定率を考慮し、改定を行う必要がある。

〔実施時期〕 令和 6 年 4 月

(4) 給与制度のアップデートへの対応

① 地域手当

東京都特別区内にある勤務場所に勤務する職員及び勤務地が東京都特別区外である医療職給料表の適用を受ける職員以外に支給する地域手当の支給割合を、令和 7 年、令和 8 年の 2 か年をかけて段階的に（各年度 1 %）引上げ、現行の 10%から 12%に改定すること。

② 扶養手当

配偶者に係る手当 6,500 円を廃止し、子に係る手当の月額を、令和 7 年、令和 8 年の 2 か年をかけて段階的に（各年度 1,500 円）引上げ、現行の 10,000 円から 13,000 円に改定すること。

③ 管理職員特別勤務手当

平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯について、現行の午前 0 時から午前 5 時の間を午後 10 時から翌午前 5 時の間に拡大すること。

④ 特定任期付職員の特別給

特定任期付職員の特別給について、従来の特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を新たに支給すること。

⑤ 住居手当

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当を支給すること。

〔実施時期〕 令和 7 年 4 月（①及び②については経過措置を設ける。）

(5) その他公共的団体が行う賃金等に関する調査

より幅広い民間事業所における給与水準の実態を把握するため、厚生労働省の賃金構造基本統計調査の調査票情報を利用し、民間給与等に関する調査を行った。

(6) 職員の人事管理に関する報告

① 職員の能力・組織力の向上

近年の大規模災害や感染症などのリスクの増大、加速するデジタル化とデジタル変革への対応など、本市を取り巻く環境や市民の価値観も大きく変化する中、能率的な公務運営を実

現し、複雑化・高度化する行政課題への対応や、行政サービスの向上を図るためには、多様な人材が相互理解を深めながら活躍し、貢献意欲を持って成長できるよう、それぞれの能力や意欲を最大限に引き出すことで、組織力を最大化させる人材マネジメントに取り組む必要がある。

ア 人材の確保

公務員試験に特化した対策をすることなく受験できる試験の導入をさらに拡充し、申込者数の減少が顕著に表れている技術職においては、任命権者との連携を強化しながら、職務内容や仕事の魅力を積極的に発信する。また、本市が求める人物像に合致する人材を確保できるよう、面接試験における面接員のスキル向上に取り組むことや、本市で働く魅力ややりがいを効果的に発信し、本市の向かうべきビジョンに対する理解を深めることで、本市への志望度の向上及び若年層の離職防止につなげる。

イ 人材の育成

外部研修も含めたリスキリングの機会提供と職員がそこで得た専門性の業務への活用、リスキリングに対するインセンティブの拡充など更なる取組が求められる。また、職員の主体的なキャリア形成支援、人事評価における評価結果や貢献度等の職員へのフィードバック、管理職員の人材マネジメントに係る能力向上支援を実施するなど、職員それぞれの能力を最大限に引き出すことで、組織力を向上させる必要がある。とりわけデジタル時代に対応した組織へと変革するため、DX マインドを職員に浸透させることが急務である。

管理職員においては、職員の意欲と能力が引き出されるよう、職員のライフプランや価値観の変化も念頭に、相互理解と信頼関係に基づいた風通しの良い職場風土を醸成し、職員との円滑なコミュニケーションを図ることで、組織目標を浸透させ、貢献や成長を実感できるような業務推進に取り組むことが求められる。また、職員においては、主体的に自身のキャリアをデザインし、その形成に向けて学習し続けることが重要である。

ウ 人事評価制度の活用

より信頼性と納得性の高い制度となるよう、管理職員の評価や人材育成に係る能力向上を支援し、人事評価結果の昇給への活用については、管理職員への試行実施状況を踏まえつつ、国及び他都市の事例も参考にしながら、一般職員を含めた本格実施に向け、引き続き、反映手法などの検討を進められたい。

エ 多様な人材の活躍推進

女性登用を推進するためには、女性がそれぞれのキャリア形成に対する意欲を高められるよう、男女問わずライフイベントとキャリアの両立を支援する取組が重要である。多様なロールモデルを示すことや、男女間のキャリア形成に差が生じることにならないよう留意し、人材の育成や徹底した時間外勤務の縮減、組織におけるアンコンシャス・バイアス解消に向けた職員の意識改革など、女性の活躍推進に向けた環境整備に取り組まれたい。

高齢層職員においては、これまでの豊富な経験や能力を発揮できる業務に従事し、活躍するために、面談等を通じて期待される役割への理解も深めることで、それぞれの適性や能力、事情に応じた多様な働き方が実現される人事配置を行われたい。

障害のある職員がそれぞれの適性をいかし、その能力を最大限に発揮して、働き続けることができる環境整備が重要である。引き続き、職場での理解促進やそれぞれの障害特性に応じた合理的配慮の提供、また、令和8年7月に引き上げられる法定雇用率も視野に入れ、採用や職場定着支援に取り組まれたい。

② 働きやすい職場環境の整備

ライフスタイルや仕事に対する価値観が多様化している状況において、職員が持てる力を

いかなく発揮し、質の高い行政サービスを提供するため、また、公務能率の向上、職員の健康確保はもとより人材確保の観点からも、職員それぞれのワーク・ライフ・バランスの実現をめざして、組織を挙げて取り組むことが重要である。

ア 長時間労働の是正

長時間労働の是正のためには、職場風土や職員の意識を改革する必要もあり、長時間労働を常態化させることがないよう、所属長のリーダーシップのもと、上限規制の趣旨や仕事と生活が調和したライフスタイル実現の意義を組織に浸透させることが求められる。職員の時間外勤務の実態を把握するだけでなく、時間外勤務の要因の整理・分析・検証を行い、その結果を踏まえ、DX 推進等による業務の効率化や管理職のマネジメント力強化、要員配置の最適化など、組織全体として時間外勤務縮減に向けた適切な対策の強化に取り組まれない。

教育委員会においては、「ウェルビーイング向上のための取組指針」や「経済財政運営と改革の基本方針 2024」等を踏まえた取組を確実に実施し、質の高い教員の確保につながる働き方改革の更なる推進に努められたい。

イ 柔軟な働き方の推進

男性職員の育児に対する意識改革をさらに進めるなど、仕事と育児や介護との両立支援に取り組むことや、国や他都市の動向を注視しつつ、テレワーク（在宅勤務）の要件緩和やフレックスタイム制の導入、勤務時間制度の更なる柔軟化、休暇制度を活用しやすい職場環境の整備など、効果的な取組を積極的に進め、多様で柔軟な働き方の実現に努められたい。

ウ メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策が重要課題であることを組織全体の共通認識とし、職場特有の休職の傾向を踏まえ、関係機関の役割や連携を明示したメンタルヘルス対策に関する基本方針や計画を策定するなど、中長期的な視点で全庁的・継続的に取り組まれない。また、メンタルヘルス不調の背景にある様々な要因に応じた対策を効率的に進めるために、関係機関が連携し、早期の情報提供や相談体制の強化、復職支援対策、ハラスメント対策や長時間労働の是正等、予防や早期発見から再発防止までの総合的な対策に取り組まれない。引き続き勤務間インターバル制度の導入やストレスチェックの活用など、職員の健康確保のために配慮を促す仕組みを検討されたい。

エ ハラスメントの防止

ハラスメントの未然防止に向け、ハラスメントに対する理解をより深める研修等による意識啓発の取組を推進する必要がある。また、カスタマーハラスメントなど、職員が業務に関連して受ける著しい迷惑行為への初動対応を迅速かつ適切に行えるよう、組織対応力を強化されたい。所属長においては、ハラスメントを許さないという基本姿勢を徹底させ、問題の兆候を見逃さない姿勢で、真摯かつ迅速に対応を行うなど、職員の就業環境が害されることのないよう、必要な措置を講じられたい。

③ 市民からの信頼の確保

職員においては、勤務時間の内外を問わず、職員それぞれが高い倫理観と使命感が求められていることを再認識し、一つの不祥事により、本市全体の信用が一瞬にして失われることを常に意識して行動しなければならない。加えて、教職員においては、意識改革のためのプログラムに基づく取組を継続的に実践し、不祥事の未然防止、信頼回復に取り組まれない。

任命権者においては、研修等の公務員倫理の確保に向けた取組を継続して実施することや、

不祥事に対しては、公正、厳格に対処し、再発防止の徹底を図られたい。

第5 条例の制定、改廃に対する意見

地方公務員法第5条第2項の規定により、職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされている。

本委員会が議会からの意見聴取に対し意見の申出を行った条例は、次のとおりである。

意見 申出日	条 例 名	条 例 の 内 容	意 見
令和6年 12月2日	堺市職員の給与に関する 条例等の一部を改正する 条例（ただし、地方公務員 法第5条の適用を受ける 職員に関する部分）	令和6年4月の民間給与 との均衡並びに社会及び 公務の変化に応じた給与 制度の整備を目的とする 人事委員会勧告を踏まえ、 一般職の職員の給料、初任 給調整手当、期末手当、勤 勉手当及び地域手当を改 定し、並びに扶養手当、管 理職員特別勤務手当、勤勉 手当及び住居手当の支給 対象の見直し並びに特定 任期付職員業績手当の廃 止を行うものであること。	本条例案は、適当であると 考えます。
令和7年 2月10日	① 刑法等の一部を改正す る法律の施行に伴う関 係条例の整理等に関 する条例（ただし、堺 市職員の給与に関する 条例の一部改正、堺市 職員退職手当支給条例 の一部改正に関する部 分） ② 堺市立学校職員の給与 及び旅費に関する条例 の一部を改正する条 例	① 刑法（明治40年法律 第45号）の一部改正 により、刑の種類につ いて、懲役及び禁錮が 廃止され、これらに代 えて拘禁刑が創設され ることに伴い、関係す る条例について所要の 改正その他関係法令の 改正に伴う規定の整備 等を行うため、本条例 を制定するものである こと。 ② 社会及び公務の変化に 応じた給与制度の整備 を目的とする人事委員 会勧告を踏まえ、地域 手当の支給割合を改定 し、及び義務教育等教	①②③④ 本条例案は、適 当であると考え ます。

意見 申出日	条 例 名	条 例 の 内 容	意 見
	③堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	員特別手当の月額の見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。 ③育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正により、育児のための所定外労働の制限の対象となる子の範囲が拡大されること及び介護離職防止のための仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）に関する周知の強化等が図られることに伴い、本市における職員の時間外勤務等の制限について見直しを行い、及び介護両立支援制度等の周知に関する措置等を講ずることとし、所要の改正等を行うものであること。	
	④堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	④緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給について、令和6年8月1日付け消防消第247号、消防広第188号消防庁消防・救急課長、消防庁広域応援室長通	

意見 申出日	条 例 名	条 例 の 内 容	意 見
		知を踏まえ、国家公務員及び警察職員との待遇における均衡を図るため、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）に規定する緊急消防援助隊として出動し、遭難救助活動等を行った消防職員を対象とする特殊勤務手当を新設することとし、所要の改正等を行うものであること。	

第6 公平審査等

1 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置の要求の制度は、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な行政上の措置が執られるべきことの要求があった場合に、人事委員会は、当該事項を調査のうえ判定を行い、当該事項に関し権限を有する機関に対し勧告する等、事案の解決に当たるものである。令和6年度の、措置の要求の状況は次のとおりである。（根拠法令：地方公務員法第46条から第48条まで、勤務条件に関する措置の要求に関する規則）

○係属事案の状況（件）

区分	係属件数			処理件数							翌年度への繰越 (a)-(b)
	前年度からの繰越し	当年度の申請	計 (a)	却下	取下げ	打切り	請求否認	請求容認 (一部)	請求容認 (全部)	計 (b)	
執務環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2 不利益処分に関する審査請求の状況（平成27年度以前からの繰越し分は不服申立て）

不利益処分についての審査請求の制度は、職員から、その意に反して不利益処分（分限及び懲戒等）を受けたとして、審査請求があった場合に、人事委員会は、口頭審理等の必要な審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消す裁決を行うものである。令和6年度の状況は、次のとおりである。（根拠法令：地方公務員法第49条から第51条の2まで、不利益処分についての審査請求に関する規則（不服申し立てについては旧法を適用））

○係属事案の状況（件）

区分		係属件数			処理件数							翌年度への繰越 (a)-(b)
		前年度からの繰越し	新規	計	却下	取下げ	打切り	棄却 (処分承認)	修正	取消	計	
分限	降給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	降任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	免職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区分		係属件数			処理件数							翌年度への繰越 (a)-(b)
		前年度からの繰越し	新規	計	却下	取下げ	打切り	棄却 (処分承認)	修正	取消	計	
懲戒	戒告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減給	2	0	2	0	0	0	0	1	0	1	1
	停職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	免職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転任		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		2	0	2	0	0	0	0	1	0	1	1

○口頭審理等審査状況(回)

	準備手続	口頭審理
実施回数	1	1

(注)1. 口頭審理は、当事者立会いの下で、証拠調べその他人事委員会が必要と認める事項に関する審理を口頭により行うものである。

2. 準備手続は、口頭審理を円滑に実施するため、その進め方等について、当事者と人事委員会が行う協議である。

3 苦情処理

地方公務員法の規定により、職員からの任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理全般に関する苦情の申出や相談の処理を行う。

令和6年度における相談件数は、次のとおりである。

	任用	給与	勤務条件等	福利厚生	公平審査	セクハラ・パワハラ・いじめ	その他	合計
相談	0	0	0	1	0	1	0	2
処理	0	0	0	1	0	1	0	2

第7 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体である。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・中立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度である。

本委員会に登録されている職員団体の令和6年度における登録事項の変更状況は、次のとおりである。

団 体 名	変更登録年月日	変 更 内 容
堺市教職員組合	令和6年6月21日	役員名簿の変更
日教組堺教職員組合	令和6年6月21日	役員名簿の変更
堺市職員組合	令和6年7月19日	役員名簿の変更
堺市市民職員組合	令和6年7月19日	役員名簿の変更
堺市税務職員組合	令和6年7月19日	役員名簿の変更
堺市福祉衛生職員組合	令和6年7月19日	役員名簿の変更
堺市保育所職員組合	令和6年7月19日	役員名簿の変更
堺市建設合同職員組合	令和6年7月19日	役員名簿の変更
堺市福祉事務所非常勤 職員組合	令和6年10月7日	役員名簿の変更
育友会職員組合	令和6年10月21日	役員名簿の変更

第8 労働基準監督機関としての職権行使等

労働者の労働条件を保護するため、労働基準法及び労働安全衛生法において、労働基準監督機関が職権を行使することとされ、通常、都道府県労働局等がこれにあたっている。

一方、地方公共団体の職員に関しては、地方公務員法による特例が適用され、労働基準法別表第一第11号及び第12号に掲げる事業、並びに同表の各号に該当しない事業に従事する職員（企業職員及び単純労務職員を除く）については、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が労働基準監督機関としての職権を行使することとされ、本委員会では委員長の職にある委員にこの権限を委任している。

1 労働基準法の号別区分

本委員会では、本市の事業又は事務所が労働基準法別表第一各号のいずれに該当するかを、大阪労働局と協議して決定している。この決定に基づく区分は、以下のとおりである。

（令和6年4月1日現在）

所管	号別	部 局	事 業 又 は 事 務 所 の 名 称
大阪労働局・労働基準監督署	一号	上下水道局	上下水道局本庁、水運用管理課、三宝水再生センター
	五号	産業振興局	港湾事務所
	八号	産業振興局	青果地方卸売市場
	十三号	総務局	職員健康管理室
		健康福祉局	健康医療政策課、健康推進課、精神保健課、こころの健康センター、保健医療課、感染症対策課、食品衛生課、動物指導センター、環境業務課、生活衛生センター、衛生研究所
		子ども青少年局	子ども相談所一時保護所
		区役所	保健センター(7)
	十五号	環境局	クリーンセンター（管理課、東工場、浄化ステーション、環境事業所）
		健康福祉局	斎場
人事委員会の委任を受けた委員	十二号	市民人権局	公民館（6）
		文化観光局	堺市博物館
		子ども青少年局	こども園(16)
		教育委員会	教育センター、美原こども館、中央図書館総務課、図書館(6)、幼稚園(4)、小学校(92)、中学校（夜間学級を含む。）(43)、高等学校(2)、支援学校(3)
	別表第一各号に	市長事務部局 教育委員会、行政委員会、議会局	本庁（堺区を含む、号別を別途指定しているものを除く。）
		市長公室	東京事務所
		総務局	総務サービス課
		財政局	市税事務所

(単 純 労 務 職 員 を 除 く。)	該 当 し な い も の	市民人権局	消費生活センター
		健康福祉局	障害者更生相談所
		子ども青少年局	子ども相談所（一時保護所を除く。）
		建設局	地域整備事務所(3)、公園事務所(4)、自転車対策事務所
		区役所	区役所（堺区及び号別を別途指定しているものを除く。）(6)、市民センター(2)
		消防局	消防本部、救急ワークステーション、総合防災センター、消防署(10)、出張所(9)

※ 人事委員会の委任を受けた委員が所管する事業又は事務所の単純労務職員については、大阪労働局・労働基準監督署が職権を行使する。

※ 表中の()内の数字は、該当する事業又は事務所の数

※ この表に記載がない事業又は事務所は、本市の機構上の上位組織等に含まれる。

2 職権行使状況

令和6年度に、本委員会が労働基準監督機関として職権を行使した事項は、以下のとおりである。

事 項	件 数	関係法令
安全衛生管理者等選任報告の受理	28	労働安全衛生法第12条 労働安全衛生法施行令第4条 労働安全衛生規則第7条 等
特定機械等の各種報告の受理	2	労働安全衛生法第41条 ゴンドラ安全規則第27条 労働安全衛生規則第86条
断続的な宿直又は日直勤務許可	0	労働基準法第41条 労働基準法施行規則第23条
解雇予告除外認定	0	労働基準法第19、20条 労働基準法施行規則第7条
労働者死傷病報告の受理	16	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条
時間外労働・休日労働に関する 協定届の受理	171	労働基準法第36条 労働基準法施行規則第16、17、 18条
定期健康診断等結果報告書の受理	9	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生法施行令第22条 労働安全衛生規則第44条 等
心理的な負担の程度を把握するた めの検査結果等報告の受理	3	労働安全衛生法第66条の10 労働安全衛生規則第52条の9 等

第9 人事委員会規則の制定、改廃

人事委員会は、法律又は条例に基づきその権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができる」とされている。

令和6年度において、本委員会が制定し、又は改正した規則等は、次のとおりである。

番 号	公 布 年 月 日 施 行 年 月 日	名 称	制定改廃
令和6年第3号	令和6年4月17日 令和6年4月1日	等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則の一部を改正する規則	一部改正
令和6年第4号	令和6年4月19日 令和6年4月1日	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	一部改正
令和6年第5号	令和6年6月7日 令和6年6月7日	堺市人事委員会議事規則の一部を改正する規則	一部改正
令和6年第6号	令和6年6月28日 令和6年6月28日	堺市職員の分限に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一部改正
令和6年第7号	令和6年9月13日 令和6年9月13日	堺市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則	一部改正
令和7年第1号	令和7年1月24日 令和7年4月1日	堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一部改正